



# 東伏見公園マネジメントプラン

令和8年(2026)3月

東京都建設局

はじめに

- I 公園の概要……………2**
  - 1 都市計画の概要
  - 2 開園の概要
  - 3 主な公園施設
  - 4 成り立ち・基本的な性格
  - 5 周辺の土地利用・自然環境
  - 6 利用概況及び特色
  - 7 整備計画等
- II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………5**
  - 1 目指す姿及び重点取組
  - 2 ゾーン別基本方針
- III 図面・写真……………9**
  - 現況平面図
  - 周辺土地利用図(空中写真)
  - 周辺土地利用図(地図)
  - 園内の写真
- IV 資料編……………12**
  - 公園の沿革
  - マネジメントプラン策定履歴
  - 利用状況等データ
  - 主な催し物
  - 主な活動団体
  - 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行います。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

# I 公園の概要

## 1 都市計画の概要

名称 西東京都市計画公園第5・5・1号東伏見公園  
位置 西東京市東伏見一・六丁目及び柳沢一丁目各地内  
面積 13.70ha  
種別 総合公園  
決定告示 (当初) 昭和16年1月11日 内務省告示第8号  
(最終) 平成16年4月22日 東京都告示第721号

## 2 開園の概要

名称 都立東伏見公園 (ひがしふしみこうえん)  
開園日 平成25年4月1日  
開園面積 52,754.51㎡ (令和7年11月1日現在)  
公園種別 総合公園  
所在地 西東京市東伏見一丁目  
アクセス 西武新宿線「西武柳沢」、「東伏見」、JR「吉祥寺」から西武バス(保谷行き)又は西武池袋線「保谷」から西武バス(吉祥寺、三鷹行き)「千駄山住宅」

## 3 主な公園施設

多目的広場、デッキ、健康遊具、遊具、すべり台

## 園内マップ



## 4 成り立ち・基本的な性格

東伏見公園は多摩地域東部に位置する総合公園で、隣接する東伏見稲荷特別緑地保全地区、東伏見石神井川緑地を経て練馬区立武蔵関公園へ繋がる水と緑のネットワークの拠点となる公園である。

道路・河川・公園の連携による「うるおい空間の創出」を基本理念とし、あわせて災害時の「防災拠点」としての機能を持たせるとともに都民の「心のふれあい・交流の場」として計画されている。多目的広場は近隣住民の憩いの場として利用されており、今後は親水広場等の整備及び追加開園が期待されている。

なお、西東京市地域防災計画により防災上の重要な位置づけを持っている。

## 5 周辺の土地利用・自然環境

### (1)周辺の土地利用

- ・公園の西側は道路を挟み都営柳沢一丁目アパート、南側に都営柳沢二丁目アパート、東側には都営東伏見一丁目アパートなどの集合住宅が多く見られるほか、戸建て住宅も多い。
- ・公園東側の計画区域内を都道東大泉田無線が南北に縦断しており、公園区域はアンダーパスとして整備されている。
- ・本公園の北側に接して東西に西武新宿線が通っており西武柳沢駅が最寄り駅となっているほか、東伏見駅からも徒歩でアクセスが可能である。
- ・公園の南側には幹線道路の青梅街道が通っており、広域的なアプローチ道路として考えられる。
- ・バス交通はJR三鷹駅、吉祥寺駅から西武柳沢駅および西武池袋線保谷駅を結ぶバス路線が伏見稲荷通りを通過しており主要なアクセス手段として考えられる。

### (2)自然環境

- ・本公園内南側を石神井川が東西に横断し、東伏見石神井川緑地を経て武蔵関公園へ繋がっている。石神井川に接する箇所は河川部との連携事業により親水公園化が図られる。
- ・公園の南東は都市計画決定された東伏見稲荷特別緑地保全地区が隣接し、緑豊かな景観を形成している。

## 6 利用概況及び特色

西武新宿線柳沢駅至近の交通至便の位置に立地している。広場は散策・休息、ジョギングや犬の散歩や、ボール遊び等に利用されている。

### ①多目的広場

のびのびと体を動かすことのできる、広々とした芝生の広場であり主に地域の利用者を主体に散策・休息、ジョギングや犬の散歩、ボール遊び等に利用されている。

### ②デッキ

西武新宿線の線路際に列車を眺められるデッキを設け、柳沢口の入口広場には列車内の座席を模したベンチと車窓がデザインされた休憩施設が設けられている。

## 7 整備計画等

### (1)都立東伏見公園(仮称)の整備計画(平成13年)

道路・河川・公園の連携による「うるおい空間の創出」を基本理念とし、あわせて災害時の「防災拠点」としての機能を持たせると共に都民の「心のふれあい・交流の場」として早期に整備する。

- ・うるおい空間の創出
- ・防災拠点
- ・心のふれあい・交流の場

### (2)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」: 43,300 m<sup>2</sup>

西東京市東伏見一丁目、柳沢一丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」: 47,600 m<sup>2</sup>

西東京市柳沢一丁目

注)「事業促進区域」: 既に事業認可を取得済の区域(用地未取得地含む)

「新規事業化区域」: 新たに事業認可を取得する区域

## Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

### 1. 目指す姿及び重点取組

#### 目指す姿

北多摩東部の水と緑の拠点として、魅力を高めるほか、防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、豊かな自然を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

#### 重点取組

##### (1) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。
- 災害用トイレの拡充など更なる防災機能の強化に計画的に取り組めます。

##### (2) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

##### (3) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。
- 政策連携団体の活用などにより、用地取得体制を強化します。

##### (4) 多様な主体と連携した公園整備

【施策5 公園をふやす】

- 水と緑のネットワークの拠点となる公園について、道路や河川とも連携して整備を推進します。

##### (5) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(6) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

【施策 9 施設や空間をかえる】

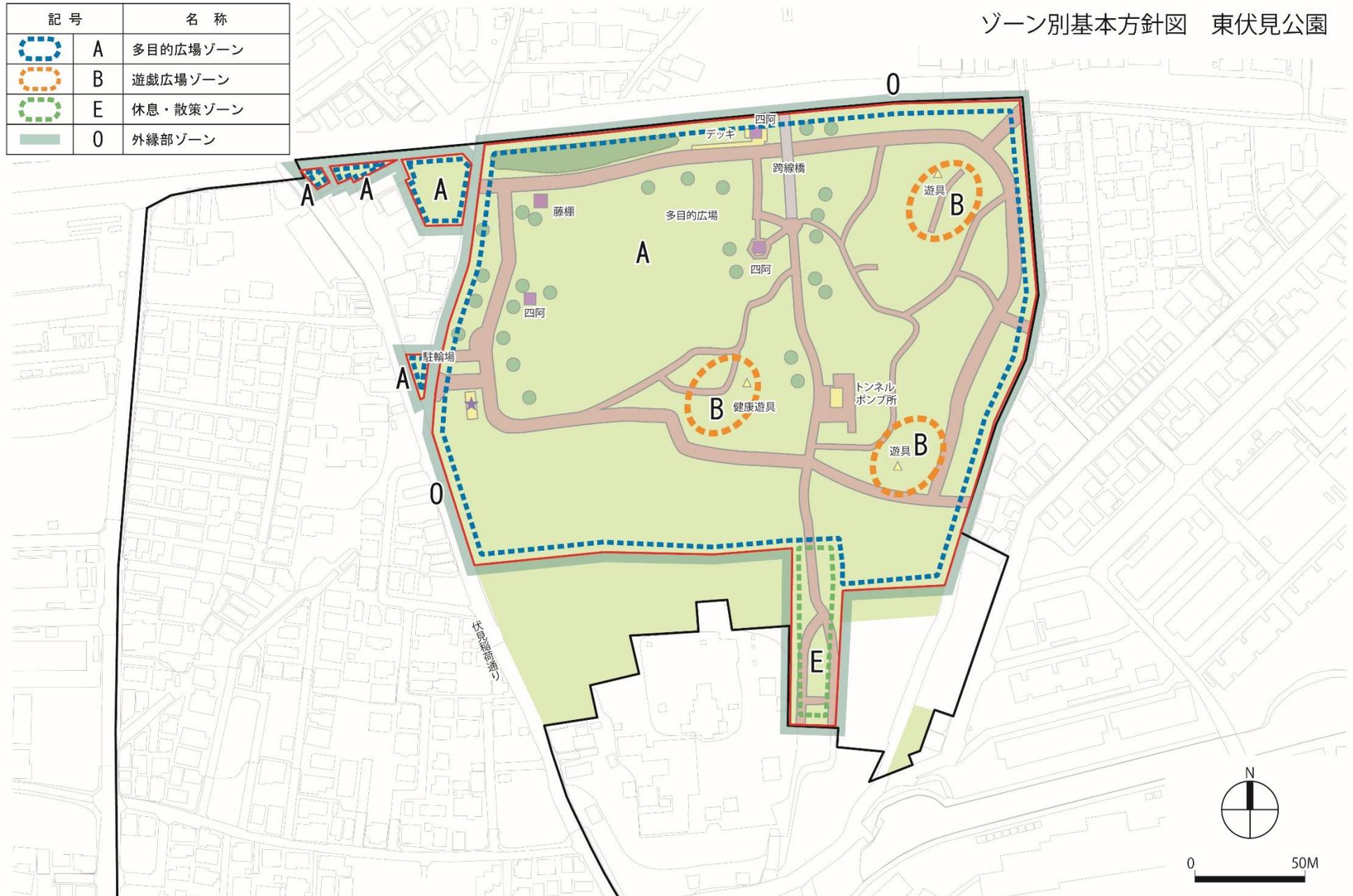
- こどもを連れて安心して利用できるように、授乳やおむつ替え等のできるスペースの充実を図ります。
- 犬の散歩や野鳥観察のマナーアップを通じて、互いの楽しみを大切にしたい誰もが安心して快適に過ごせるようキャンペーンを実施します。

## 2. ゾーン別基本方針

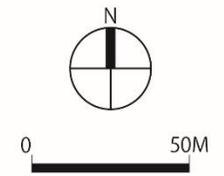
凡 例

記号	名称
	A 多目的広場ゾーン
	B 遊戯広場ゾーン
	E 休息・散策ゾーン
	O 外縁部ゾーン

ゾーン別基本方針図 東伏見公園



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（7都市基交第965号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。



## ■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的広場のあるゾーン</li> <li>休憩や運動などの多目的な利用に対応していく。</li> <li>身近にある自然についての情報を発信していく。</li> </ul>
B	遊戯広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊具のあるゾーン</li> <li>すべり台やアスレチック遊具等、安全で快適な利用に対応していく。</li> </ul>
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>調布保谷線上部人工地盤上の遊歩道のゾーン</li> <li>コンクリート上部の緑地であるため、乾燥等に配慮した樹木等の生育環境を確保し、歩行者の快適な散策や通行に対応していく。</li> </ul>
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有地等や公道に接する公園外縁部</li> <li>本公園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。</li> </ul>

# Ⅲ 図面・写真

## 【現況平面図】



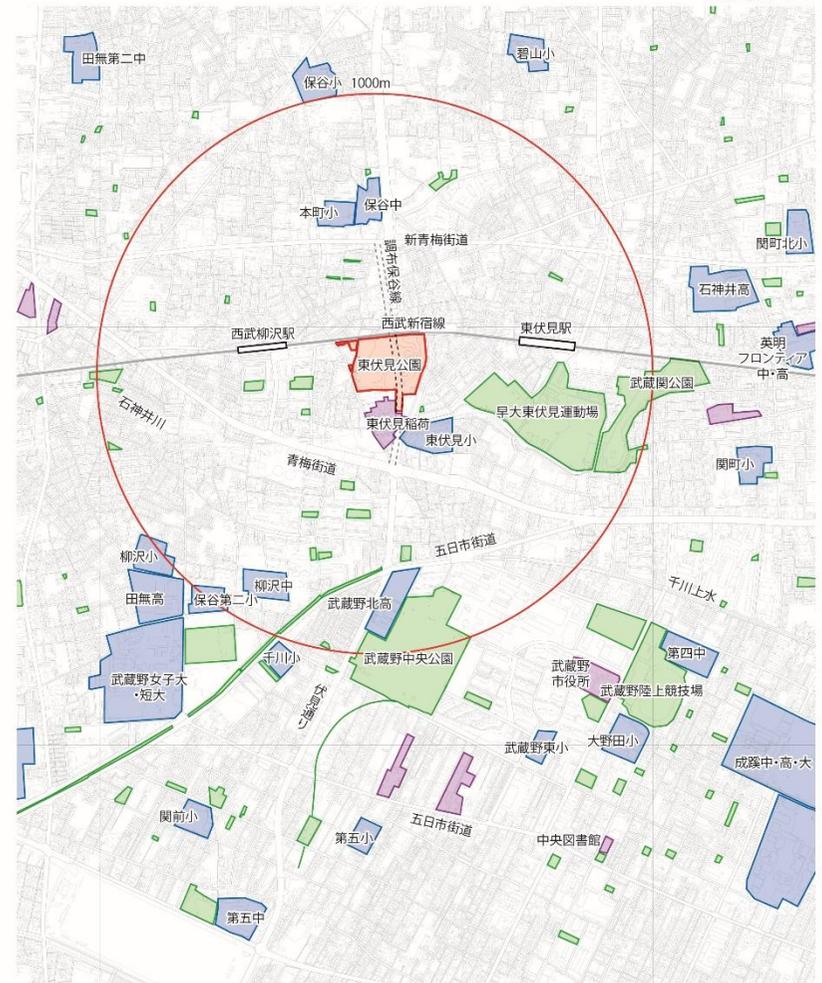
周辺土地利用図(空中写真)



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

東伏見公園

周辺土地利用図(地図)



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

## 園内の写真



多目的広場



多目的広場



トイレ周辺



遊具



電車の見えるデッキ



すべり台

## IV 資料編

### ■公園の沿革

昭和 16 年 1 月	内務省告示第 8 号により「東伏見公園」として都市計画決定
平成 11 年 2 月	東京都告示第 196 号により、都市計画変更 (都市計画道路との整合、東伏見稻荷緑地保全地区に指定換)
平成 16 年 4 月	東京都告示第 721 号により、都市計画変更
平成 25 年 4 月	2.7ha を開園
平成 26 年 6 月	0.1ha を追加開園
平成 27 年 6 月	0.9ha を追加開園
平成 28 年 9 月	0.3ha を追加開園
平成 29 年 6 月	0.1ha を追加開園
令和元年 9 月	1.2ha を追加開園
令和 3 年 9 月	0.1ha を追加開園
令和 7 年 3 月	0.03ha を追加開園

## ■マネジメントプラン策定履歴

平成16年8月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成24年6月	東伏見公園マネジメントプラン策定
平成27年3月	パークマネジメントマスタープラン改定 東伏見公園マネジメントプラン改定
令和4年3月	東伏見公園マネジメントプラン改定
令和6年3月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和8年3月	東伏見公園マネジメントプラン改定

## ■利用状況等データ

### 1)年間利用者数の推移

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
年間総計（人）	1,203,814	1,152,150	1,057,467	1,197,162	1,400,314

### 2)月別利用者数の推移

6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別利用者 （人）	176,210	144,448	87,938	28,072	18,823	62,410
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	105,615	100,679	113,587	108,197	100,496	157,339

## ■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	レンジャープログラム	5月、2月～3月	—
	2	犬のマナーアップキャンペーン	6月	—
	3	野鳥観察マナーアップキャンペーン	12月～2月	—
都民協働	1	地域団体等との情報交換、各種連携	6月、11月	—
	2	教育機関連携	11月	—
自主事業	1	親子スポーツ教室	10月、12月、1月～3月	15
	2	はらっぱスポーツ教室	4月、6月、9月～3月	66
	3	キッズ&ジュニア走り方教室	5月、10月、2月	107
	4	はじめてのノルディックウォーキング教室	10月	5
	5	ランニング教室	5月	2
	6	からだ測定プログラム	5月	17
	7	自然情報のセルフガイドシートの作成と配布	通年	—
	8	むさしの生きもの図鑑	通年	—
	9	むさしのパークライフマガジンの配布	通年	—

## ■関連する行政計画等

- ・2050 東京戦略（令和7年3月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和5年6月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都景観計画（平成30年8月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）
- ・西東京市地域防災計画（令和6年修正）